



- 目次
- ① 今月のお知らせ
  - ② コラム【Q&A】
  - ③ 事故回収
  - ④ ちょっと深く、少し考えてみよう
  - ⑤ 食品ラベル案内
  - ⑥ フードラベル・熱量確認テスト
  - ⑦ 海外シリーズ

# 【今月のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

TPPにより原料原産地やGMO等の食品表示が変わる懸念があります。

TPP政府対策本部HPより抜粋 今に変更なしだが…。ウオッチング！

## Q7-1 貿易の自由化で、日本の食品の安全、安心が脅かされませんか？

- 1 政府は、科学的な根拠に基づき、必要な措置を適切に実施し、輸入食品を的確に監視して、食品の安全を守ってきています。
- 2 輸入食品の安全を確保するための措置を実施する権限は、WTOの「衛生植物検疫措置に関する協定」(SPS協定)において、我が国を含む各国に認められています。また、同協定では、科学的に正当な理由がある場合には、国際基準を上回る基準を設定することも認められています。
- 3 政府が現時点で得ている情報では、現在のTPP交渉においては、このWTOのSPS協定の権利義務を強化発展させる観点から、具体的には、食品の安全性に関するリスク評価の透明性の向上や、国際基準との調和や情報共有、政府間の紛争の解決など、衛生植物検疫のルールに関することが議論されており、食品添加物、残留農薬基準、BSEに関する牛肉輸入基準、遺伝子組み換え(GMO)食品の表示義務といったような、個別の食品安全基準の緩和は議論されていません。
- 4 こうした状況の下では、TPPにおいて、参加国が、WTO・SPS協定で認められている必要な措置を実施する権限を放棄させられるようなことは考えにくいですが、いずれにせよ、TPP交渉において、国民の食の安全が損なわれることのないよう、国際基準や科学的な根拠を踏まえて対応し、国民の安心の確保に努めます。

今後の検討課題とされている加工食品の原料原産地はTPPで輸入食品が増え、国産農産物の消費促進のため表示拡大の検討がされる。

ポストハーベストの議題もある。

# コラム【Q&A】

**【Q25】 栄養成分表示を免除されたメーカーの小規模事業者が大手スーパーに納品します。ラベルの一括表示は、スーパーを販売者表示とし、メーカーは固有記号で表示できますか？**

**【A25】 このような販売者表示はできません。**

消費税が免除されている小規模事業者を保護する目的で、栄養成分の表示が省略できるとされています。小規模事業者が販売するものに限られます。販売することを確認する手段は、ラベルの表示責任者によって判断されるからです。当該商品では表示責任者は販売者表示のためスーパーとされるからです。ラベル一括表示内には記号ではなく、表示責任者の氏名又は名称及び住所を記載してください。

**【Q26】 レストランにおける原材料や部位を使った料理名については、どのような規制があるのですか？**

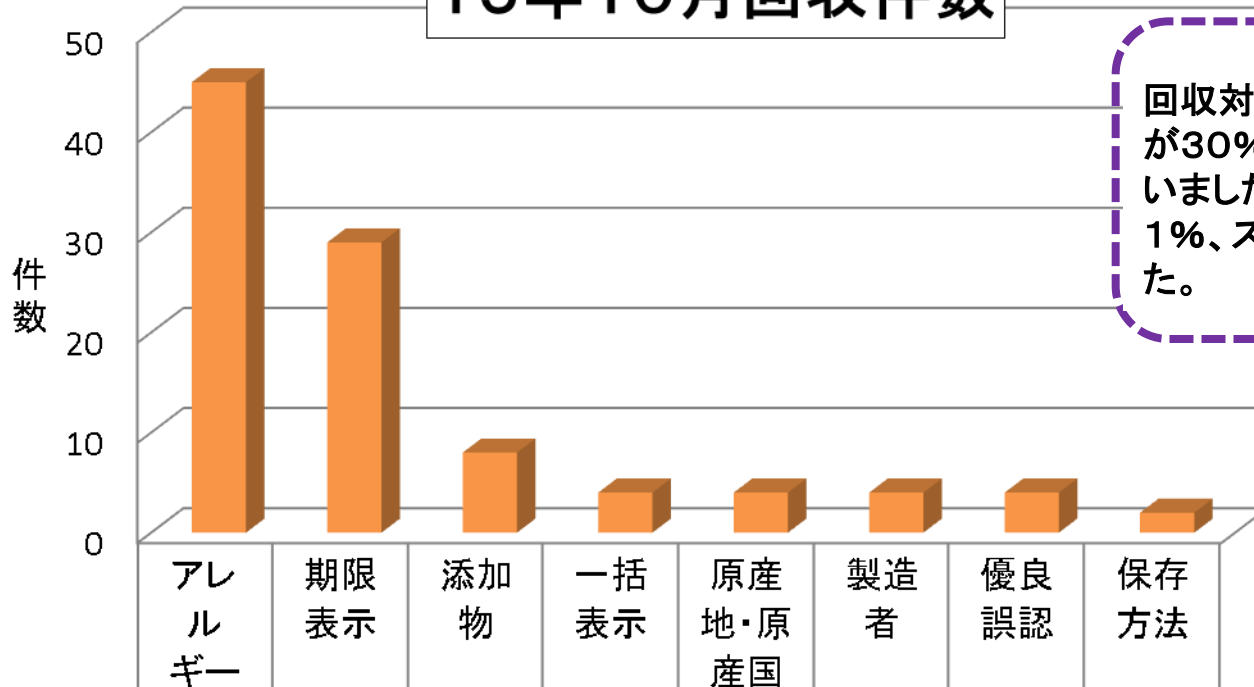
**【A26】 景品表示法の規制対象です。**

料理名は、料理についての表示そのものであり、景品表示法の適用対象となります。その料理名を記載した店内・店頭メニューの表示やポスター、パンフレット、インターネット等あらゆるものに及びます。実際には過去、前沢牛ではないのに「前沢牛」、サイコロステーキを「ステーキ」、一部のみ低農薬野菜なのに「葉野菜全体が低農薬とした料理」等が景品表示法で排除命令されています。

# 食品表示による自主回収の内訳(2015年10月分)

10月に公表された食品表示事故による回収件数を集計しました。企業告知、行政告知のあったものは49件(違反項目別件数51件)ありました。51件の%を棒グラフにまとめました。

15年10月回収件数



回収対象の食品では調理食品が30%、菓子類が21%占めていました。業態はメーカーが41%、スーパーが25%の順でした。

割合(%)	45	29	8	4	4	4	4	2	(小計)100%
件数	23	15	4	2	2	2	2	1	(小計)51件

<平成27年10月 こう食品法令 調べ>

# 食品表示基準の外郭を見る

ちょっと深く、少し考えてみよう！  
常識の見直し

添加物の表示項目一覧

添加物の表示項目について、販売形態別・事業者別に対比しました。

表示項目	添加物				
	食品関連事業者				事業者以外の 添加物
	一般用添加物	業務用添加物	一般用・業務用添加物		
	義務表示		義務表示 省略規定(▲)	義務表示 不要項目(▲)	義務表示
	第32条①②	第32条③④	第32条⑤	第33条	第37条
15項目	13項目	3項目	無償譲渡	12項目	
【ラベル一括表示】					
1	名称	●	●		●
2	保存方法	●	●	▲【保存基準のあるものは除く】	●
3	消費期限・賞味期限	●	●	▲	●
4	原材料名				
5	添加物				
6	内容量、固形量・内容総量	●			▲
7	栄養成分の量・熱量	●		▲(小包装、寄与小のもの、消費税免除者が販売する場合)	▲
8	食品関連事業者(表示責任者)の氏名(名称)・住所	●	●		▲
9	製造所(加工所)の所在地・製造者(加工者)の氏名(名称)	●	●		●

表示項目		添加物				
		食品関連事業者				事業者以外の 添加物
		一般用添加物	業務用添加物	一般用・業務用添加物		
		義務表示		義務表示 省略規定(▲)	義務表示 不要項目(▲)	義務表示
		第32条①②	第32条③④	第32条⑤	第33条	第37条
15項目	13項目	3項目	無償譲渡	12項目		
44品目の表示方法(別表4)						
名称規制						
従来固有記号			適用あり			
「食品添加物」の文字		●	●		●	
一定要件義務事項						
10	アレルギー	●	●		●	
11	L-フェニルアラニン化合物である旨・含む旨	●	●		●	
12	特定保健用食品9項目					
13	機能性表示食品16項目					
14	遺伝子組換え表示					
15	乳児用規格適用食品である旨					
16	原料原産地名表示					
17	原産国名(輸入品)					
	成分規格で定められた使用方法	●	●		●	
	成分規格で定められた重量%、色価等	●	●		●	
	製剤の成分及び重量%	●	●		●	
	タール色素の「製剤」の文字を冠した実効の色名	●	●		●	
	誘導体のV、Aとしての重量%	●	●		●	

# 食品添加物の保存基準

## 食品ラベル案内 ラベリングの外縁から見てわかる表示ガイド

食品衛生法第11条①の規定により保存方法の基準が定められている添加物の一覧をまとめました。

	物質名	保存基準	
1	アセトアルデヒド	密封容器にほとんど全満し、空気を不活性ガスで置換し、5℃以下で保存	
2	エルゴカルシフェロール	遮光した密封容器に入れ、空気を不活性ガスで置換し、冷所に保存	ビタミンD
3	β-カロテン	遮光した密封容器に入れ、空気を不活性ガスで置換して保存	
4	ビタミンA油	同上	ビタミンA
5	コレカルシフェロール	遮光した密封容器に入れ、空気を不活性ガスで置換し、冷所に保存	ビタミンD
6	ナタマイシン	遮光した容器に入れ、冷所に保存	
7	ナトリウムメトキシド	密封容器に入れ、保存	
8	粉末ビタミンA	遮光した密封容器に入れ、保存	ビタミンA

## フードラベル・力量確認テスト

【問14】次の食品表示に関する①～⑤のうち、最も不適切なものを一つ選びなさい。解答のない場合は「0」と回答しなさい。

- ① 有機農業で生産された精米のラベルの商品名において、「有機米」と表示できる。
- ② 納豆に添付されたからしは付随的なものなので内容量は省略できる。
- ③ 酸味の目的で主にクエン酸を複数使用した場合、酸味料(クエン酸等)と表示できる。
- ④ 惣菜を凍結したものは冷凍食品になるが、解凍して冷蔵で販売する場合は惣菜としての表示をする。
- ⑤ 表示面積に余裕があるので、アレルギーを一括表示している。

問題番号

回答欄

問14



海外の食品表示の内容を知ることにより輸出や輸入業務に役立ててください。東南アジアを中心に主要国の英文対訳を掲載します。

## 原文

Nutrition labelling

Nutrition labelling is required only when nutrition claims, or permitted health claims are made. More information about these claims can be found in the following topics of this material. The Food Regulations require nutrient declaration in an acceptable nutrition information panel, for prepacked foods for which nutrition claims are made. The information to be declared in the panel includes the energy, protein, fat and carbohydrate contents of the food. Declaration of other nutrients is mandatory when such nutrients are the subject of a nutrition claim. An acceptable nutrition information panel, which can also be found in the Twelfth Schedule of the Food Regulations, is shown in Table 5.

## 対訳

## 栄養表示

栄養強調表示、または許可された健康強調表示が行われた場合のみ、栄養表示が必要とされます。これらの強調表示についてさらに詳しい情報は、この材料の以下のトピックに記載されています。

食品規制は栄養強調表示がされた包装済食品に適切な栄養情報パネルにおける栄養物の言明を要求しています。

パネルに言明される情報は、食品のエネルギー、タンパク質、脂肪および炭水化物の量を含んでいます。

食品の内容。他の栄養素の宣言は必須です

そのような栄養成が栄養強調表示の対象となっているとき、他の栄養素の言明は必須です。

適切な栄養情報パネルはまた食品規制の第十二のスケジュールにあり、表5に示されています。

【次シートにつづく】

<単語集> nutrition: 等しい  
health claim: 健康強調表示  
好ましい、受け入れられる  
mandatory: 強制の

nutrition claim: 属するものとする

material: 原料、材料

nutrition information panel: 栄養情報パネル

permit : 許可する

Food Regulation: 食品規制

carbohydrate: 炭水化物

acceptable :

# A Guide to Food Labelling and Advertisements, Singapore

## 原文

Table 5 : Form for Nutrition Information Panel

Servings per package ( <i>here insert number of servings</i> )*		
Serving size: ( <i>here insert the serving size</i> )*		
	Per Serving* or	Per 100 g (or 100mL)
Energy	Kcal, kJ or both	Kcal, kJ or both
Protein	g	g
Fat	g	g
Carbohydrate	g	g
( <i>here insert the nutrients for which nutrition claims are made, or any other nutrients to be declared</i> )**	g	g

\* Applicable only if the nutrients are declared on a per serving basis.

\*\* Amounts of sodium, potassium and cholesterol are to be declared in mg.

*Note: Refer Twelfth Schedule of the Food Regulations or HPB's "Handbook on Nutrition Labelling", which may be downloaded from the following website, <http://www.hpb.gov.sg/edumaterials/default.aspx>*

## 対訳

表5: 栄養情報パネルの様式

パッケージあたりのサービング(ここでサービング数を記載します)*		
一人前のサイズ:(ここではサービングサイズを記載)*		
	一食当たり*または	100g当たり (または100mLの)
エネルギー	Kcal、kJのまたは両方	Kcal、 kJのまたは両方
プロテイン	g	g
脂肪	g	g
炭水化物	g	g
(このための栄養素を挿入 栄養強調表示が行われ、 または言明されたすべての 他の栄養素を記載する)**	g	g

\*一食当たりの栄養素を表示できる場合に適用。

\*\*ナトリウム、カリウム、およびコレステロールの量はmgで表示する。

注意: 食品規制の第十二のスケジュールやHPBの「栄養表示ハンドブック」を参照してください。これらは次のウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.hpb.gov.sg/edumaterials/default.aspx>

【次号につづく】

<単語集> insert: (書き)入れる  
potassium: カリウム

applicable: 適切な、適用できる

sodium: ナトリウム

## 編集後記

フードラベル・熱量確認テストを解答くだされば、その回答と簡単な理由をご説明いたします。ご利用くだされば幸甚です。  
ご質問もお待ちしております。

## 月刊 こう食品法令【2015年11月号】



著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。